

第\_\_\_\_\_号

〒

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

住所\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_殿

\_\_\_\_\_税務署長

### 国外転出時課税制度の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書

あなたが所得税法 第137条の2第1項  
第137条の3第1項  
第137条の3第2項 の規定により納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税については、更正通知書をもって納税猶予税額が増加する旨通知しましたが、これにより増加する額について納税猶予の適用を受けるためには、担保の提供をしていただくことが必要です。

つきましては、増加する納税猶予税額 \_\_\_\_\_円とこれに附帯する利子税との合計額に相当する担保を令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日までに提供してください。

なお、御不明の点がございましたら当署 資産課税（担当）部門  
個人課税部門 まで御連絡ください。

※この文書による行政指導の責任者は、 \_\_\_\_\_税務署長です。

## 国外転出時課税制度の更正に係る納税猶予額の担保提供通知書

### 使用目的

この通知書は、更正により納税猶予税額が増加したもののうち、増担保を要する場合に納税者に対し、担保提供の通知を行うために使用するものである。